

令和2年4月10日

各関係団体代表者 様

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請について（依頼）

日ごろより、県政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本県を対象区域に含む新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出されました。

これを受けて、別添2 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針の「3（2）施設の使用停止及び催物の開催の停止要請」に基づき、対象施設の管理者等に対して、協力を要請しますので、貴団体の構成員の皆様にお知らせくださるようお願いします。

別添

1. 知事メッセージ
2. 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

問合せ先

健康医療局生活衛生部薬務課

薬事指導グループ 黒澤

電話 045-210-1111 内線 4967

045-210-4967（直通）

知事メッセージ

4月7日の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言以来、県民の皆さんには、外出の自粛にご協力をいただき、心から感謝します。

感染拡大の防止に向けては、全ての県民・事業者の皆さんと連携し、今まさに、緊急事態にあるという強い危機意識を持って、取り組む必要があります。

人と人との接触機会を8割低減するには、県民の皆さんの外出の抑制に加え、外出を誘引する機会を減らすことも重要です。

そこで、明日11日から、多くの県民の皆さんが利用する施設の使用や、複数の方が参加するイベントの開催の停止などを、本日改めて、要請することとしました。

具体的には、キャバレー、ナイトクラブなどの「遊興施設」、「大学、学習塾等」、水泳場、ボーリング場などの「運動、遊技施設」、劇場や映画館、などの施設については、基本的に休止をお願いします。

また、その他の規模の小さな施設についても、施設使用の停止の趣旨をご理解いただき、適切に対応いただくよう協力をお願いします。

この他、屋内外を問わず、複数の方が参加し、密集状態等が発生するおそれのあるイベントの開催についても自粛をお願いします。

食事を提供する施設については、朝5時から夜8時までの営業とし、お酒の提供は夜7時までとしてください。

また、生活必需品や食料品を扱う施設については、感染防止を徹底したうえで、営業を継続してもらいますので、必要以上の買いだめを控えるなど、冷静な行動をお願いします。

停止や利用の制限をお願いする具体的な施設は別紙のとおりです。

県は、こうした協力のお願いにより影響を受ける県民や事業者の皆さんの相談や支援に全力で取り組みます。

今が、感染拡大の防止の正念場です。県民や事業者の皆さまとともに、力を結集し、県民総ぐるみで、この難局を乗り切っていきましょう。

令和2年4月10日

黒岩 祐治